



カラ期間を「存じますか？」

20歳から60歳になるまでの40年間、国民年金、厚生年金等の公的年金制度に加入して保険料を納めた方には、65歳から月額65,741円の老齢基礎年金が支給されます。

ところで、「老齢基礎年金を受けるのに、加入期間が数年足りなかった」といった深刻な話を耳にすることがあります。

老齢基礎年金を受けるためには、25年以上公的年金制度の保険料を納めた期間か、国民年金の保険料を免除された期間であることが必要ですが、この25年にはいわゆる「カラ期間」（合算対象期間）も含まれることになっています。

ここで大切なのが、この「カラ期間」を確認することです。

カラ期間とは

カラ期間とは、上記の25年の資格期間に算入されませんが、年金額には反映されない「実」のない期間のため、通称「カラ期間」と呼ばれます。

このカラ期間の主なもの、原則、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間で、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった次の期間等となっています。

- ①昭和61年3月までの厚生年金等の加入者の被扶養配偶者
 - ②平成3年3月までの学生
 - ③海外在住の日本人
- また、昭和61年3月までに厚生年金等から脱退手当を受けた期間もカラ期間とされています。

本人の申出が必要です

これらのカラ期間は、年金の未加入期間となっていて、日本年金機構にはその記録が残されていないため、原則として、ご本人の申出に基づいてカラ期間の有無が調査されることになっています。

そのため、25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カ

ラ期間となる可能性のある期間をもっていると思われる方は、年金事務所または役場年金担当に相談してください。



カラ期間がない方は

カラ期間がないために25年の資格期間を満たせない方は、60歳から70歳になるまでの間に、国民年金の任意加入者になることもできます。



ねんきんネットの利用

これは、インターネットがあれば、いつでもだれでも左記のサービスをご利用いただけるものです。

○年金加入期間の照会

ご自身の年金加入記録をご覧いただけます。

○年金見込額試算

将来年金を受給する年金の見込み額を試算することができます。

○国民年金死亡者記録検索

国民年金の紙台帳とコンピューター記録に不一致がある記録のうち、お亡くなりになられた方の記録検索ができます。

検索結果を年金事務所にお持ちいただくと、その記録の持ち主に支払われるはずだった年金を、ご遺族が受け取れるか審査してくれます。

○「私の履歴整理表」入力支援

ご自身のこれまでの勤務先、住所等を入力いただくことで、「私の履歴整理表」を手軽に作成いただけます。

※詳しくは日本年金機構HPでご確認ください。また、このサービスは役場年金窓口でも受けられますが、お時間を要しますので予めご了承ください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

(電話 34・2121内線413)

日本年金機構 旭川年金事務所

(電話 0166・72・5002)

